

訪問看護 アイケア北海道 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社アイケア北海道が設置運営する、訪問看護 アイケア北海道（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他従業者（以下、「看護師」という。）が、老人及び難病患者、心身障害者（児）等並びに要介護状態又は要支援状態にある者で、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた方（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の看護師は、要介護状態又は要支援状態等の心身の特性を踏まえて、全体的な心身機能の維持、回復を図るとともに、生活の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問看護 アイケア北海道
- ② 所在地 札幌市中央区南9条西3丁目10番97号 KSビル4階

（職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務）

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所に勤務する従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申込みにかかる調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 看護師 3名以上（管理者含む）
看護師は、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする
但し、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始の12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 9時00分から18時00分までとする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② リハビリテーション
- ③ 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- ④ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ⑤ ターミナルケア
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ 褥瘡の予防・処置
- ⑨ カテーテルの管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料金)

第7条 介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護及び介護予防訪問看護法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

2 介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合において第9条に定める通常の業務の実施区域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、原則としてその実費を徴収する。

ただし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- | | |
|-------------------------------|------|
| ① 事業所から直線距離として実施区域を越えてから7km未満 | 200円 |
| ② 事業所から直線距離として実施区域を越えてから7km以上 | 500円 |

3 老人保健法及び健康保険法等による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供したときは、基本利用料として老人保健法に規定する基本利用料及び健康保険法等に定める自己負担金の支払いを、また、その他の利用料として、次に掲げる料金を利用者から受け取るものとする。

- | | | |
|-----------|-------------------------------|--------|
| ① 超過料金 | (1時間まで) | 1,300円 |
| ② 時間外料金 | (2時間まで) | 3,200円 |
| ③ 交通費 | 公共交通機関利用(実施区域を越えてからの費用) | 実費 |
| | 訪問看護車利用(直線距離 実施区域を越えてから7km未満) | 200円 |
| | 〃 (直線距離 実施区域を越えてから7km以上) | 500円 |
| | 実施区域を越えてからのタクシー利用(営業日以外及び時間外) | 実費 |
| ④ おむつ等の費用 | | 実費 |

4 前2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(領収書の交付)

第8条 利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区別して記載した領収書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、札幌市内、石狩市、江別市、小樽市、北広島市とする。

(緊急時における対処方法)

第10条 看護師は、訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師は前項について、しかるべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②虐待の防止のための指針を整備する。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営事項についての留意事項)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を決して他に漏らさない。

2 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又は、家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との契約に明記する。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

令和 5年 11月 1日 一部変更

令和 6年 6月 1日 一部変更

令和 6年 7月 1日 一部変更